

報告第二号

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について  
右を報告する。

平成二十三年六月十三日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

記

一 件名及び契約名 平成二十二年第二回杉並区議会定例会において議案第四十四号により議決を得た「特別区道第二一〇一―一号線電線共同溝設置工事（二期）」

二 金額の変更  
議決を得た契約金額 金二億千五百円  
変更後の契約金額 金二億千二百五十万九千五百円  
契約金額の増額 金百四十五万九千五百円増

三 変更理由

既設埋設管の状況が予測よりも錯綜していたことにより、特殊部の設置位置及び管路の敷設ルートを変更する必要が生じ、工種の追加及び変更を行ったため

四 専決処分年月日

平成二十三年三月十六日